

入札参加資格、当該資格を有する者の名簿、指名基準等に関する規程の公表に関する要領

平成15年8月1日

改正 平成19年4月2日

平成25年3月27日

平成29年11月13日

平成31年1月7日

令和2年11月25日

令和5年3月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び同法施行令第7条の規定による入札参加資格者、当該資格を有する者の名簿、指名基準等に関する規程の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成25年3月27日〕)

(公表する規程等)

第2条 この要領に基づき公表する規程等は、以下のとおりとする。

- (1) 八戸圏域水道企業団請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規程(平成6年八戸圏域水道企業団管理規程第11号)
- (2) 八戸圏域水道企業団請負工事等業者指名審議会規程(昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第25号)
- (3) 八戸圏域水道企業団建設業者等指名停止要領(平成5年8月2日制定)
- (4) 八戸圏域水道企業団建設工事等の競争入札参加者資格審査実施要綱(平成31年1月7日制定)
- (5) 八戸圏域水道企業団水道本管工事業者入札参加資格審査格付基準(平成31年1月7日制定)
- (6) 八戸圏域水道企業団最低制限価格制度要綱(昭和61年4月1日制定)
- (7) 八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領(平成30年12月25日制定)
- (8) 八戸圏域水道企業団請負工事成績評定取扱要領(平成16年6月7日制定)
- (9) 八戸圏域水道企業団談合情報対応マニュアル(平成12年4月1日制定)
- (10) 八戸圏域水道企業団建設工事請負等契約における随意契約運用基準(平成12年4月3日制定)
- (11) 八戸圏域水道企業団予定価格事前公表の試行に関する要領(平成13年11月1日制定)
- (12) 八戸圏域水道企業団請負工事指名業者選定基準(平成6年7月1日制定)

- (13) 八戸圏域水道企業団条件付き一般競争入札要領(平成29年11月8日制定)
 - (14) 八戸圏域水道企業団工事希望型指名競争入札実施要領(平成22年5月28日制定)
 - (15) 八戸圏域水道企業団低入札価格調査制度実施要綱(平成30年5月7日制定)
 - (16) 八戸圏域水道企業団障害者雇用促進企業からの物品等調達実施要綱(平成28年3月24日制定)
 - (17) 八戸圏域水道企業団郵便入札実施要領(令和2年5月18日制定)
 - (18) 八戸圏域水道企業団電子入札実施要領(令和2年11月17日制定)
 - (19) 八戸圏域水道企業団電子入札実施要領運用基準(令和2年11月17日制定)
 - (20) 八戸圏域水道企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱(令和2年11月17日制定)
(一部改正〔平成25年3月27日・平成29年11月13日・平成31年1月7日・令和2年11月25日・令和5年3月15日〕)
- (公表する場所、方法等)

第3条 前条各号に掲げる規程等を公表する場所は、管財出納課に設けられた閲覧場所において閲覧に供することにより公表を行うものとする。

2 入札の公告の公表は、当該建設工事に係る契約締結の日から起算して1年間が経過する日までとする。

(一部改正〔平成25年3月27日〕)

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日)

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成25年3月27日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月13日)

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成31年1月7日)

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和2年11月25日)

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月15日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。